

クリニカル・シミュレーション・ラボ (Clinical Simulation Laboratory) 利用規約

1. 利用時間

利用時間は、管理者の休憩時間を含み、原則として以下のとおりとする（ただし、日本医科大学就業規則第37条に定める休日を除く）

〔時間内〕 月曜日～金曜日 9時～17時

〔時間外〕 月曜日～金曜日 17時～21時

土曜日 9時～17時

なお、上記時間以外の利用については医学教育センターの許可を要する。管理者の不在時に利用を希望する場合、利用者は管理者の就業時間内にあらかじめ管理者と十分な打ち合わせを行い、事故等が生じないように注意を払い責任を持って利用しなければならない。

2. 利用対象者

利用対象者は、「クリニカル・シミュレーション・ラボ (Clinical Simulation Laboratory) 運営規約」第6条に該当する者とする。

3. 指導者の必要性

学生・研修医の利用には1名以上の指導者の同席が必要である。指導者とはシミュレーションを用いて学習者（施設利用者）に技能や態度の習得を指導することができる者で、具体的にはBLS、ACLS等のインストラクターまたはこれらの講習を修了した者及び各学会での認定医・専門医等を言う。また当施設の利用に当たり、機器の使用方法を理解・習熟し、使用に責任を持てる者とする。

但し、第4学年の基本臨床実習コース（C. S. Lab. 実習を含む）で修了した手技の一部（『シミュレータ・機器の使用基準』を参照）に関しては指導者の同席は不要とする。

利用申請時には、指導者名とその資格を記載する。

4. 利用申し込み方法

1) 当施設を自習に利用する者は、2ヶ月前から3日前（休日を含まず）までに、ホームページで希望する日時の空き状況を確認の上、ホームページの予約フォームから申し込む。利用許可証をメールで事前に受け取らなければならない。

ホームページ：www.nms.ac.jp/csl/index.html

e-mail：cslab@nms.ac.jp tel：内線 5217（C. S. Lab.）、5116（医学教育センター）

2) カリキュラム上計画された講義（実習）などの学事は優先的に取扱い、1年前から予約を受け付ける。ホームページの予約フォームから申し込み、利用許可証をメールで事前に受け取らなければならない。申請者は原則として本学職員とする。

3) 利用許可証はプリントアウトして利用当日に室内の受付に提出する。

4) 取り消しの必要がある場合には、メールまたは電話で速やかに連絡する。

5) 当日利用は、平日の9-17時の間でC. S. Lab.の予約に空きがあり、管理者が在室の場合に限り、事前申し込みが無くとも可能である。臨床実習中の5、6年生または研修医は、臨床実習または業務に差し支えない範囲で利用できる。

6) 学外主催の講習会については医学教育センターと相談するものとする。

5. 時間外の利用について

時間外の利用者は、プリントアウトした利用許可証を守衛室（図書館前）に提示して鍵を借り受けて利用し、利用後は鍵を返却する。

6. 器材、備品等の貸出について

クリニカル・シミュレーション・ラボの利用者は、『シミュレータ・機器の使用基準』に則り、機器、備品等を使用することができる。また、プロジェクター、マイクなどの付帯設備を使用することができる。

クリニカル・シミュレーション・ラボ以外の場所で機器、備品の利用を希望する場合には管理者に相談し、所定の手続きをおこなうものとする。ホームページでの問い合わせ、または電話（内線 5217）で、日時、人数、目的等を伝え、所定の申請書を提出し許可を得た上で利用できる。

利用者の不注意により機材、備品等を破損した場合にはその実費を弁済するものとする。

7. 利用上の注意

利用者は以下のことを遵守しなければならない。遵守できなかった場合は、以後の利用を禁止する。

- 1) 利用者は、管理者もしくは同席した指導責任者の指示のもと、機材、備品、消耗品等を適切に扱い使用しなければならない。
- 2) 感染性廃棄物及び針類は所定の容器に廃棄すること。
- 3) 指定された機器類（例：二次救命処置（ALS）用シミュレータ、除細動器、注射針等）については同席したドクターインストラクターの指示の下に使用しなければならない。（『シミュレータ・機器の使用基準』を参照）
- 4) 管理者の許可なく、機材、備品、消耗品等を室外に持ち出してはならない。
- 5) 室内備え付けの利用台帳に、実際に利用した日時・人数・機器等を記入する。
- 6) 室内は飲食禁止、禁煙とする。
- 7) 利用時間を守り、利用時間内に終了すること
- 8) 利用後は、直ちにシミュレータ、機材、備品を元の位置に戻し、消灯、空調機の管理、戸締りをし、原状に復帰すること
- 9) 貴重品は各自が責任をもって管理すること。

8. 利用料金

利用料金は以下とする。

- 1) 日本医科大学医学部の課程内で行う講義（実習）に関する、消耗品等を含めた利用料金は大学の負担とする。
- 2) 自習、学内で開催する講習会に出席する以下の者は無料とする。
 - (1) 日本医科大学に在籍する学生、研究生及び大学院生
 - (2) 日本医科大学看護専門学校に在籍する学生
 - (3) 日本医科大学および日本医科大学附属四病院に所属する研修医および職員

- (4) 医学教育センター等が主催または共催する無料と定めた講習会に参加する者
- (5) 医学教育センター長が認めた者
- 3) 消耗品等の料金については、医学教育センターと相談するものとする。
- 4) 学外主催の講習会については、医学教育センターと相談するものとする。
- 5) 機器貸出の料金については、医学教育センターと相談するものとする。

9. 規則の改廃

本規則の改廃は、医学教育センター長の決裁を必要とする。

附則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(医学教育センター設立に伴い、教育推進室及び C. S. Lab.運営委員会から医学教育センターへ移管し、本規約の一部を改正した)